

	<p>④ 民営化・外部委託の可否 国民の貴重な財産である重要無形文化財を着実に保存・継承し、その衰亡等を防ぐことは国の責務であり、民営化・外部委託はできない。</p>
本要望に 対応する 縮減案	
ページ	6—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	文部科学省平成24年度実績評価書 政策目標13「文化による心豊かな社会の実現」(優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。) 施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	政策目標の達成状況	平成23年1月以降、11法人(12施設)が公益認定を受けており(平成26年5月現在)、本税制優遇措置による減免額分を能楽堂の維持・修繕や公演料金の低下に充てることにより、重要無形文化財の公演のための施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図ることにつながっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	12施設(平成26年5月現在)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保が図られ、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	① 重要無形文化財保存特別助成金(平成26年度予算額:232百万円) ② 重要無形文化財伝承事業費補助(平成26年度予算額:327百万円) ③ 重要無形文化財等公開事業費補助(平成26年度予算額:46百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①、②、③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のための事業(伝承者養成、原材料・用具の確保、公開等)に対し、特に予算措置を行うものであり、伝統芸能の公演に必要な施設の維持を目的とするものではない。
	要望の措置の妥当性	公益性等の一定の基準を満たす主体に対し、広くインセンティブを与え、伝統芸能の公開等を促すことにより、住民、ひいては国民の伝統芸能の鑑賞機会の確保が図られる。また、それぞれの法人の活動を活発化することは、それぞれの地域で育まれてきた文化の保護につながり、地域文化の振興に資するため、地方税で措置することが適当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年 1 月以降、11 法人（12 施設）が公益認定を受けており（平成 26 年 5 月現在）、平成 25 年度の適用実績は以下のとおり。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>（不動産取得税）適用件数：0 件 適用実績：0 円</p> <p>（固定資産税）適用件数：10 件 適用実績：41,239,713 円</p> <p>（都市計画税）適用件数：10 件 適用実績：8,888,879 円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>（不動産取得税）①適用総額の種類：課税標準（不動産の価格） ②適用総額：0 円（平成 23 年度） 0 円（平成 24 年度）</p> <p>（固定資産税）①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用総額：0 円（平成 23 年度） 231,625 千円（平成 24 年度）</p> <p>（都市計画税）①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用総額：0 円（平成 23 年度） 231,625 千円（平成 24 年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制により、伝統芸能の公演のための施設の維持や、住民ひいては国民の鑑賞機会の確保が図られ、伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 23 年 1 月以降、11 法人（12 施設）が公益認定を受けており（平成 26 年 5 月現在）、本税制優遇措置による減免額分を能楽堂の維持・修繕や公演料金の低下に充てることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図ることにつながっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度 本税制優遇措置の創設（平成 20～22 年度） 平成 23 年度 2 年間の延長（平成 23・24 年度） 平成 25 年度 2 年間の延長（平成 25・26 年度）</p>